別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地(表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元年法律第15号)第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。)であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条 後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等(所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人(法人でない社団又は財団を含む。) をいう。)について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和6年7月26日 大津地方法務局登記部門 登記官 辻 秀幸記

意見又は資料の提出先

 $\mp 520 - 8516$ 

大津市京町三丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎2階 大津地方法務局登記部門 地図整備・筆界特定室

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地(表題部所有者不明土地の登記 及び管理の適正化に関する法律(令和元年法律第15号)第3条第1項に規定 する表題部所有者不明土地をいう。)であり、同項に基づく当該土地の所有者 等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条 後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等(所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人(法人でない社団又は財団を含む。) をいう。)について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和6年7月26日 大津地方法務局甲賀支局 登記官 大 野 英 明 記

意見又は資料の提出先

 $\mp 520 - 8516$ 

大津市京町三丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎2階 大津地方法務局登記部門 地図整備・筆界特定室

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地(表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元年法律第15号)第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。)であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条 後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等(所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人(法人でない社団又は財団を含む。) をいう。)について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和6年7月26日 大津地方法務局彦根支局 登記官 中 村 直 樹 記

意見又は資料の提出先

 $\mp 520 - 8516$ 

大津市京町三丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎2階 大津地方法務局登記部門 地図整備・筆界特定室

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地(表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元年法律第15号)第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。)であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条 後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等(所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人(法人でない社団又は財団を含む。) をいう。)について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和6年7月26日 大津地方法務局長浜支局 登記官 児 玉 光 裕 記

意見又は資料の提出先

 $\mp 520 - 8516$ 

大津市京町三丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎2階 大津地方法務局登記部門 地図整備・筆界特定室

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地(表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元年法律第15号)第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。)であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条 後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等(所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人(法人でない社団又は財団を含む。) をいう。)について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和6年7月26日 大津地方法務局高島出張所 登記官 堀 口 昌 彦 記

意見又は資料の提出先

 $\mp 520 - 8516$ 

大津市京町三丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎2階 大津地方法務局登記部門 地図整備・筆界特定室

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地(表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律(令和元年法律第15号)第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。)であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条 後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等(所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人(法人でない社団又は財団を含む。) をいう。)について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和6年7月26日 大津地方法務局東近江出張所 登記官 林 田 みゆき 記

意見又は資料の提出先

 $\mp 520 - 8516$ 

大津市京町三丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎2階 大津地方法務局登記部門 地図整備・筆界特定室